

# 強制入院はなくせる？ 収容所列島日本と障害者権利条約

障害者権利条約の求めるもの

WNUSP 理事

山本眞理

# 日本の精神医療の現状

- 人口比で世界一の精神病院病床数
- 世界一の平均在院日数
- 約30万床の精神病院病床
- 約20万人が1年以上入院 約3万6千人が20年以上入院 戦後70年間ずっと閉鎖病棟に入れられている方も
- 一方刑事施設の定員は7万床もなくそして無期囚は2000人に満たない

# 西日本新聞

明専会100年の  
群像 明専と九州工大の伝統  
産業史に名を刻む先駆者たち  
●出版部 書店で好評発売中

2015年

8月8日  
(土曜日)

## 旧軍人ら精神療養6人

### 九州70年以上入院も

#### 過酷な戦場体験なお癒えず

太平洋戦争中、過酷な戦場体験や軍隊生活の影響で精神障害を患い、戦後70年を迎えてなお療養中の旧軍人・軍属が、今年3月末現在で九州7県に6人おり、うち3人が入院中であることが、西日本新聞の取材で分かった。福岡県の98歳の男性など、70年以上にわたって入院生活を続けてきたとみられる人もいる。戦地での結核や外傷などの治療を続けている戦傷病者も7県で計43人に上る。戦争がもたらす心身の傷の深さが、あらためて浮き彫りになった。

院中の人は福岡、宮崎、鹿児島3県にそれぞれ1人ずつおり、通院中の人も3県に1人ずつ確認されているという。

福岡県保護・援護課によると、同県内では戦地での精神障害のため98歳の男性が入院しており、90歳の男性が通院治療中。98歳の男性については「県には2000年以降の記録しか残っていないが、70年以上入院生活を続けてきたとみられる(援護恩給係)」という。

研究者は宮崎、鹿児島の入院者も、数十年間にわた

九州7県で療養中の戦傷病者

県	精神疾患	結核	その他	計
福岡	2	6	6	14
佐賀	0	1	2	3
長崎	0	1	4	5
熊本	0	3	4	7
大宮	0	0	5	5
宮崎	2	3	7	12
鹿児島	2	0	1	3
計	6	14	29	49

※2015年3月31日  
(熊本県は4月1日)現在

一定程度以上の障害や療養の必要がある旧軍人・軍属には、戦傷病者特別援護法に基づいて戦傷病者手帳が交付され、医療費給付などの援護が受けられる。

九州各県によると、3月末現在で戦傷病者手帳を持つ人、福岡392人▽佐賀95人▽長崎382人▽熊本270人▽大分137人▽宮崎167人▽鹿児島421人―の計1864人。このうち、医療費給付を受けている療養患者は7県で49人。精神障害で入

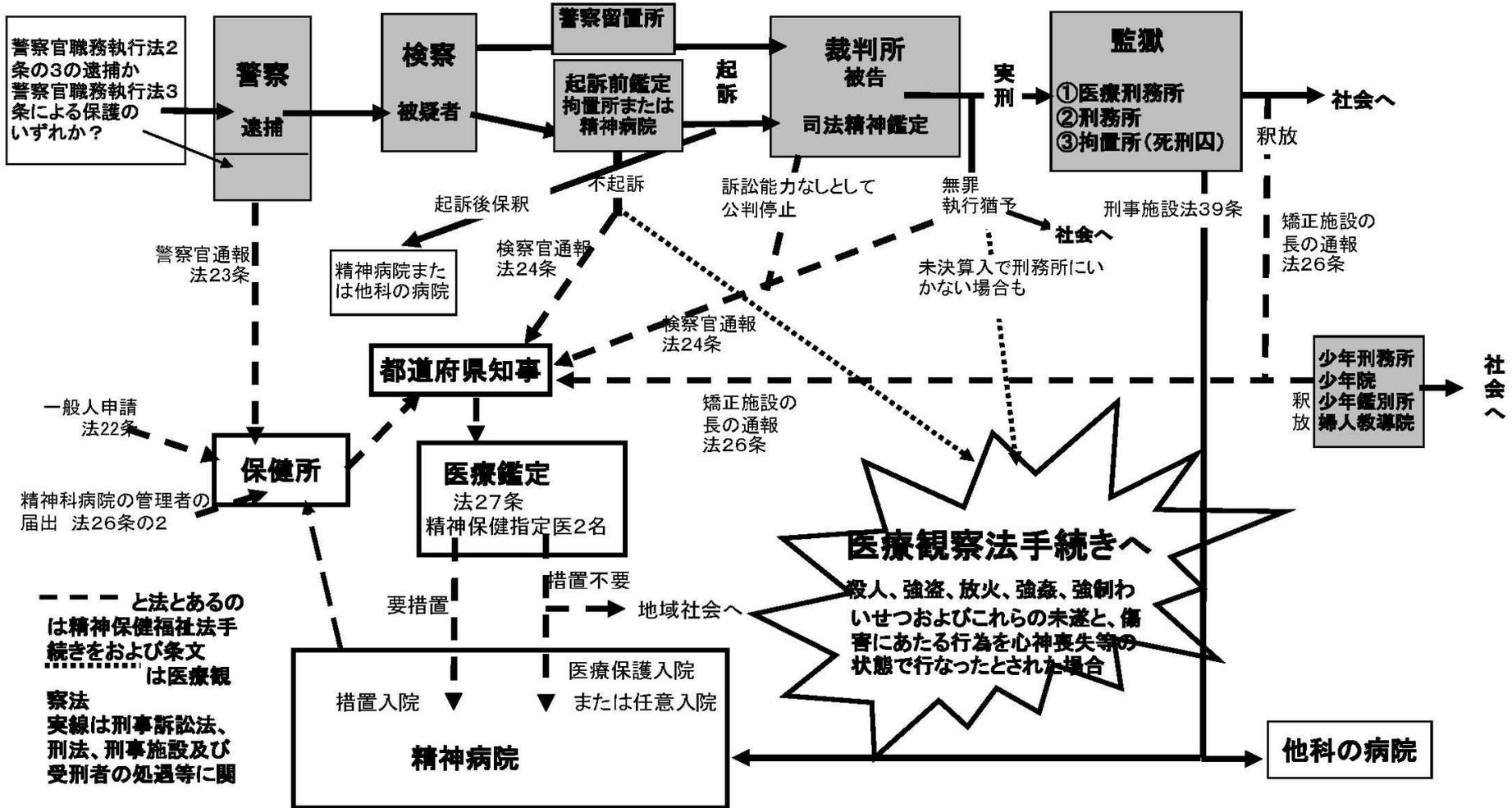


って入院生活を送ってきた可能性が高いとみる。戦後、出身地の近くにある病院などに転院したものの、精神障害に対する社会の偏見から、家族にも見放されて入院生活を余儀なくされ、一度も退院せずに亡くなった

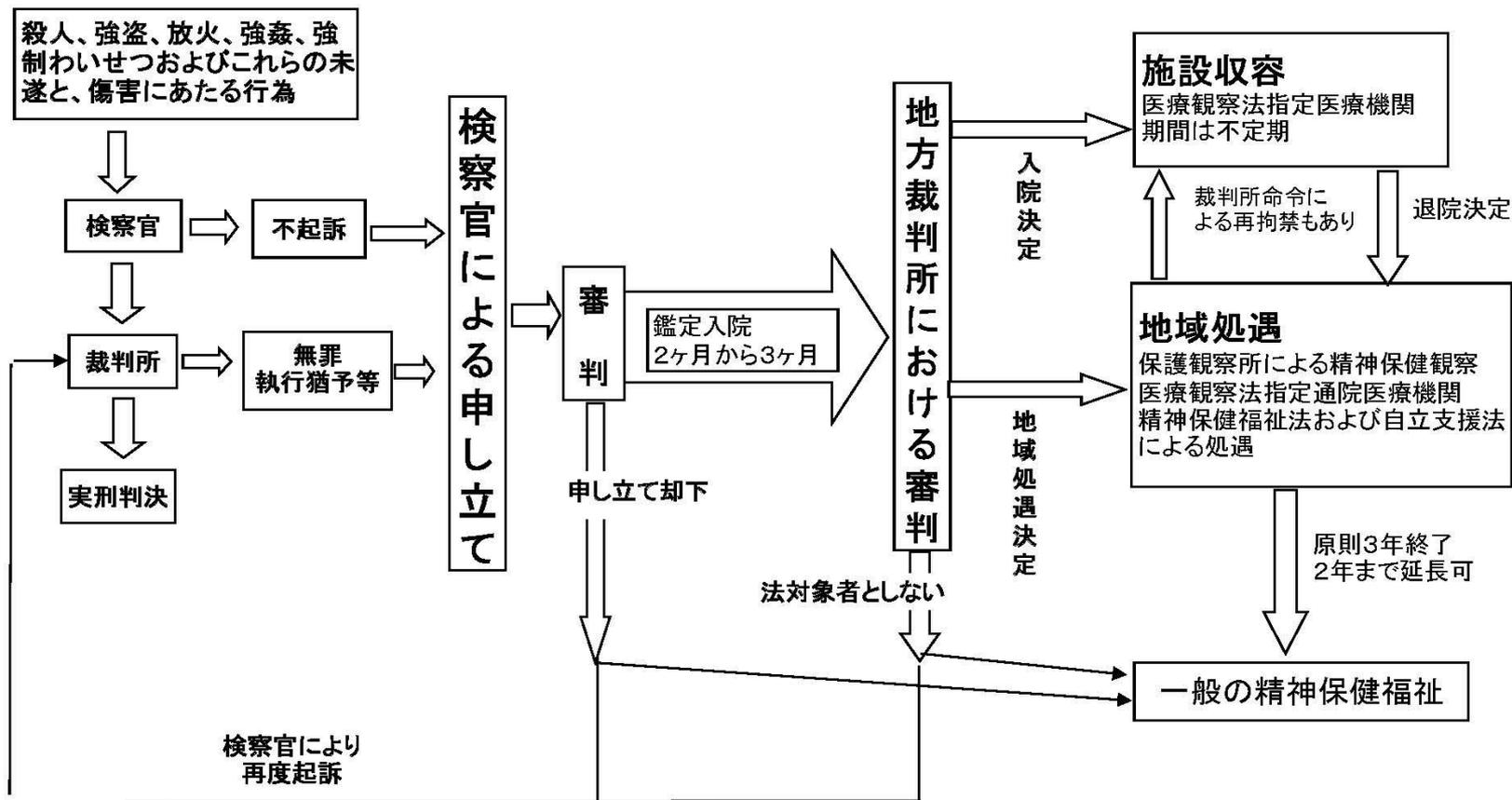
# 増え続ける強制入院 隔離、身体拘束

- 1987年から2010年までを比べると年間で新規の措置入院は3倍以上
- 身体拘束、隔離は増え続けている
- 任意入院の閉鎖処遇が増えているし、なんと身体拘束の15%が任意入院患者！？

# 刑事手続きと精神障害者



# 医療観察法手続き



# 障害者権利条約

- 条約ってなあに？  
国と国との約束
- 人権条約は二国間ではなくてそこに加盟した国々全体が約束するもの
- ガイドラインや宣言とは違って拘束力がある
- 日本国憲法  
第九十八条 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- これは高い目標を掲げたものではない  
最低限のもの、妥協の産物でもある  
締約国は今すぐこれを守る義務があるというのが前提

# 障害者権利条約

- なぜ障害者権利条約が作られたのか
- なんでたくさんある人権条約では不足だったのか
- 日本の批准している人権条約
  - 国際人権規約(社会権規約、自由権規約)
  - 女性差別撤廃条約
  - 児童の権利条約
  - 人種差別撤廃条約
  - 拷問等禁止条約
  - 強制失踪条約
  - 障害者権利条約

# 条約の8割に障害者団体の意見が反映している (特別委員会議長 ドン・マッケイ氏)

- 2002年7月末から8月はじめ 障害者権利条約第1回特別委員会
- 2003年6月 障害者権利条約第2回特別委員会 草案作成作業部会設置を決定
- 2004年1月 条約草案作業部会  
40名の委員のうち障害者団体NGO代表が12名  
WNUSPのティナ・ミンコヴィッツもメンバー
- 2004年5月 障害者権利条約第3回特別委員会
- 2004年8月末から9月はじめ 障害者権利条約第4回特別委員会
- 2005年1月末から2月はじめ 障害者権利条約第5回特別委員会
- 2005年8月 障害者権利条約第6回特別委員会
- 2006年1月末から2月はじめ 障害者権利条約第7回特別委員会
- 2006年8月 障害者権利条約第8回特別委員会 条約草案採択
- 2006年12月 国連総会で採択

# 障害者権利条約

## 第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

# 障害者権利条約

## 第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

# 障害者権利条約

## 第四条 一般的義務(抜粋)

1 締約国は、障害に基づきいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

(b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

(d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。

(e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。

(i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。以下この3において同じ。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

# 障害者権利条約

## 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

# 障害者権利条約

## 第十三条 司法手続の利用の機会

1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

# 障害者権利条約

## 第十四条 身体的自由及び安全

1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。

(a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。

(b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。

2 締約国は、障害者がいずれの手段を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること(合理的配慮の提供によるものを含む。)を確保する。

## 障害者権利条約

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

# 障害者権利条約

第十七条 個人をそのままの状態を保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態を尊重される権利を有する。

# 障害者権利条約

## 第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

# 障害者権利条約

## 第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること。

(b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス(早期発見及び適切な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。)を提供すること。

(c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて提供すること。

(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同じの質の医療(例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するよう要請すること。

(e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

# 障害者権利条約

## 第二十六条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置(障害者相互による支援を通じたものを含む。)をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会(農村を含む。)の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

# 強制医療強制入院の即座廃止を 求める障害者権利条約

- 人身の自由はもっとも基本的人権の一つ
- なぜ精神障害者だけが強制入院や強制医療の対象となるのか、それが合法化されているのか
- 自傷他害のおそれのある人はたくさん存在する  
なぜ精神障害者に限って強制入院されるのか
- 医療と保護が必要な人はたくさん存在する  
なぜ精神障害者に限って強制入院されるのか

# 逮捕監禁罪免責のための 精神保健福祉法

- 精神保健福祉法は刑法逮捕監禁罪免責のための法律 刑法墮胎罪を免責するための母体保護法における指定医と同じ位置づけで逮捕監禁罪免責のために精神保健指定医が規定されている
- 国権をもって人を拘禁するところ  
刑事施設と精神病院

# 強制入院強制医療を 正当化する根拠は？

- 精神病は自己決定能力を奪う病気であるという偏見
- さらにその偏見の上で自己決定能力がない人は法的能力がないしたがって誰かが変わって決めてあげないといけない
- 医療を保障することは本人の利益でありそのためには強制もやむを得ない

# 自己決定能力 意思能力って何？

- 精神病は自己決定能力を奪う病気であるという偏見
- 判断は誰がするの その基準は？
- 専門家とりわけ精神科医に同意する人は自己決定能力がある、反対する人拒否する人は自己決定能力がない というだけでは？
- 人の自由を剥奪するにはあまりに曖昧な基準

# 医療はいいこと本人の利益？

- 医療の本質は侵襲  
侵入し傷つけること 外科手術でも投薬でも
- インテグリティ＝人の全体性統一性、自律性あるがまま  
までいることに対する侵襲
- 17条インテグリティの権利  
インテグリティの侵害は拷問虐待  
差別にもとづいている以上強制医療は拷問等禁止条  
約が禁止している拷問あるいは虐待

# 医療として精神医療は うまくいっているか

- 向精神薬を服薬する人精神医療を使う人は  
どんどん増えている。
- それではどんどん見な精神的健康を享受して  
いるか？
- むしろ精神障害者は増え続けている
- なぜか？

『心の病の「流行」と精神科医治療薬の真実』

ロバート・ウィタカー

# 医療として精神医療は うまくいっているか

- 日本でも医療保障として精神科救急は充実化している
- それに伴い新規措置入院は1987年から25年間で3倍以上に増えた
- 医療保護入院も増え続けてきた ただし2013年から2014年にかけてはなんと4万人減 しかし新規入院は減っていない

# 医療として精神医療は うまくいっているか

- 日本でも精神障害者は増え続けている。年金受給者も増え続け、なんといかに削るかという議論さえ始まっている
- 慢性精神障害者と言われる人たちを増やし続けてきただけでは 私自身も含め

# まず害する精神医療

- 様々な形で傷つき疲れ果てた人
- その人に対していきなり襲いかかり拉致監禁し、縛り上げ、独居拘禁して放置する
- トラウマにトラウマを重ねるだけ
- 強制医療でなくとも本当にうまくいっているか  
ウイタカ参照

# 現行の精神医療に かわるもう一つのやり方

- 強制の廃絶と、役に立つ精神医療あるいは医療あるいは支援のためには
- オルタナティブの開発は必須
- すべてを拒否している人のための  
    スウェーデンスコーネのパーソナルオンブート
- 精神医療の枠を外したインテンショナルピアサポート  
    それを活用したピアランクライシスセンター
- 強制を避けるためのファミリーグループカンファレンス
- 世界に誇るべき日本の重度訪問介護 保護室で放置されているより遥かに手厚いケア
- 身体拘束を9割以上減らしたアメリカでのエスカレーションテクニックおよびトラウマインフォームドアプローチ  
    など

# もう一つ別の社会と別のやり方を